

京都大学情報環境機構オープンスペースラボラトリ利用規程

[平成 27 年 9 月 30 日 情報環境機構長裁定]

第 1 条 この規程は、京都大学情報環境機構教育用コンピュータシステム及び学術情報ネットワークシステム利用規程第 19 条の規定に基づき、京都大学学術情報メディアセンター北館及び南館に設置のオープンスペースラボラトリ（以下、「北館 OSL」及び「南館 OSL」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 各 OSL の閉室日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日（ただし、南館 OSL については、この限りでない。）
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (4) 創立記念日（6 月 18 日）
- (5) 京都大学通則（昭和 28 年達示第 3 号）第 3 条第 1 項に定める冬季休業の期間
- (6) 8 月第 3 週の月曜日、火曜日及び水曜日（夏季一斉休業日）

第 3 条 各 OSL の開室時間は、次のとおりとする。

- (1) 北館 OSL にあっては、午前 10 時から午後 5 時までとする。
- (2) 南館 OSL にあっては、午前 10 時から午後 8 時までとする。
ただし、土曜日については、午前 10 時から午後 6 時までとする。

第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず、京都市又は京都市を含む地域に特別警報及び暴風警報（以下、「警報」という。）が発令されたときは、次のとおりとする。

- (1) 午前 6 時 30 分から開室時間までの間に警報が発令されたときは、閉室とする。
ただし、午前 10 時 30 分時点で警報が解除されたときは、午後 1 時 30 分から開室する。
- (2) 開室中に強風域にあり、おおむね 3 時間後に警報の発令が予想される場合は、その時間をもって閉室とする。
- (3) 前 2 号にかかわらず、土曜日については、直近開室日の午後 5 時において当該日に警報の発令が予測される場合は、終日閉室とする。

2 前 2 条及び前項の規定にかかわらず、情報環境機構長（以下「機構長」という。）が特に必要と認めるときは、臨時に閉室、開室又は時間の延長、短縮をすることがある。

第 5 条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 各 OSL 内では静粛にすること。
- (2) 各 OSL 設置の機器その他の設備を丁寧に扱い、紛失、汚損又はき損しないこと。
- (3) 各 OSL 内では喫煙及び飲食をしないこと。
- (4) 許可なく文書、図画等の掲示又は立看板、プラカード等の設置をしないこと。
- (5) 他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。
- (6) 許可なく撮影を行わないこと。

2 機構長は、前項の規定に違反する事実を発見したときは、当該掲示物等の撤去若しくは行為の中止を命じ、又は当該掲示物等の撤去その他必要な措置を講じるものとする。

第 6 条 この規程に定めるもののほか、各 OSL の利用に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。